

	番号/項目等	質問内容	回 答
1	プロポーザル説明書10(2)	本委託業務の契約書雛形を先に頂く事は可能でしょうか。	契約書につきましては、受託候補者が決定してから、提示いたします。
2	プロポーザル説明書10(5)	本業務の主たる部分である各区・支所・センター窓口の運営に関して、特定個人情報を取り扱う業務であり事業の品質と安全を担保することが重要であるため、全て再委託禁止である理解で宜しいでしょうか。	本市が文書で承認した場合はその限りではありませんが、業務の一部は受注者自ら実施するが、業務の主要な部分又は大部分を第三者に委託する場合は、再委託が認められません。
3	プロポーザル作成要領3(1)エ	企画提案書はおおむね20ページ以内とし記載がありますが、これは表紙と目次を除いたページ数である理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書5(1)	「3月、4月に日曜開所等を実施する場合は対応すること」と記載がありますが、令和7年度も同月で実施する予定である理解でよろしいでしょうか。	現時点では未定ですが、同時期を想定しています。
5	仕様書6(1)	統括管理者については、マイナンバー実務検定の資格を有することと記載がありますが、特定個人情報を取り扱う業務であり事業の品質と安全を担保することが重要であるため、統括責任者はマイナンバー実務検定の1級保有者である理解でよろしいでしょうか。 また、検定保有を証明する書類を業務開始までに提出する必要がある理解でよろしいでしょうか。	統括責任者はマイナンバー実務検定の資格を有する必要がありますが、級は限定しておりません。 また、ご認識のとおり、業務開始までに検定保有を証明する書類をご提出ください。
6	仕様書6(1)	統括管理者の配置については、業務効率化の観点から、別で公示を出しておられる「京都市マイナンバーカード交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室（分室））委託」案件と本案件の統括管理者は、同人物が兼務してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）と交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室（分室））ともに受託された場合は、統括管理者は兼務することが可能です。
7	仕様書6(1)	「受託者が正規雇用している者であること」と記載ありますが、業務が開始するまでに正規雇用している事を証明する書類が必要である理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書6(3)	外国語対応（英・中・韓）について、翻訳機等の機器を用意し活用することは可能でしょうか。	翻訳機等の機器を準備していただき、使用していただくことは可能です。ただし、事前に本市の許可を得ていただく必要があります。